

障害の認定を受けていないものの、採用時に必要な社会的スキルが乏しいなど就職活動に困難性を有する学生などを対象として、その特性に配慮した新たな職業訓練の受講機会を在学中から提供する。

カリキュラム検討委員会

厚生労働本省において有識者等を参集し委託訓練のモデルカリキュラムを策定

厚生労働省

事業委託

都道府県、職業能力開発校、障害者職業能力開発校、大学等、就労支援機関、NPO等関係機関の連携体制を構築

都道府県

都道府県
職業能力開発校

事業推進連絡会議

障害者職業能力開発校
障害者に対する職業訓練ノウハウを提供

連携・協力

委託

【委託訓練】

民間企業

NPO

- 〔訓練期間〕1ヶ月以内
※複数回受講推薦を可能として以下の内容を何回かに分けて受講可能とする。
- グループワークによる課題演習
 - ソーシャルスキルトレーニング
 - 事務・IT
 - ものづくり
 - 介護 等

【訓練実施支援事業】

就労支援
機関

- 訓練受託先の開拓
- アセスメント支援
- 個別相談対応 等

ハローワーク

受講推薦

誘導

大学等

新卒応援ハローワーク

サポーター
ジョブ・

キャリア・
カウンセラー

就職活動に困難性を有する学生等

就職活動に困難性を有する学生等に対する委託訓練の 基本的な考え方

1 訓練内容

コミュニケーション能力等の向上に資するカリキュラムと、知識・技能の習得を図るカリキュラムを組み合わせるものとする。

2 実施形態

都道府県が、企業、NPO 法人、民間教育訓練機関等に委託して実施するものとする。

3 総訓練時間

訓練対象者が就職活動中であること、障害者委託訓練の1月当たりの下限の訓練時間が80時間と設定されていることを踏まえ、総訓練時間は80時間を標準とする。

なお、1月以内に訓練が終了することは求めない。

4 訓練日の設定

平日に連続して訓練を実施する場合のほか、例えば、週2日実施や夜間又は土曜日・日曜日のみの実施等も可能とする。

5 委託料

訓練受講者1人当たり9万円（外税）を上限とする（80時間を超えて訓練を実施する場合も同額）。

6 その他

知識・技能の習得を図るカリキュラムと併せて、企業実習を実施することも可能とするが、その場合においても総訓練時間は80時間を標準とし、企業実習に当てる時間は総訓練時間の2割未満とする。

カリキュラムの組み合わせ

I

コミュニケーション能力等の向上に資するカリキュラム + 知識・技能の習得を図るカリキュラム

II

コミュニケーション能力等の向上に資するカリキュラム + 知識・技能の習得を図るカリキュラム + 企業実習

III

コミュニケーション能力等の向上に資するカリキュラム + 知識・技能の習得を図るカリキュラム

+

企業実習

80時間を標準

80時間を標準

※1 を1つの訓練コースとし、80時間を超える場合であっても、1人当たりの委託料は9万円(外税)を上限とする。

※2 「II」における企業実習の時間数については、総訓練時間の20%(16時間)未満とする。

※3 「III」における企業実習の対象者は、コミュニケーションに係るカリキュラムと知識・技能に係るカリキュラムの修了者とする。

検 討 課 題

1 コミュニケーション能力等社会的スキルが乏しい学生等に対し、民間に委託して訓練を実施するに当たり、どのような訓練内容、どのような訓練時間の配分が適切であるか。

○ モデルカリキュラムイメージ

コミュニケーション能力等の向上に資するカリキュラム	
訓 練 内 容	訓 練 時 間
・挨拶のしかた(出社時・退社時・遅刻した場合) ・質問のしかた ・指示を受けたときの対応 ・残業の断りかた ・報告・連絡・相談のしかた ・感謝と謝罪の伝えかた ・用件の伝えかた ・確認のしかた 等 ※グループワーク形式で実施	40 時 間

+

知識・技能の習得を図るカリキュラム	
訓 練 内 容	訓 練 時 間
・基本的なOA機器操作 ・ファイリング ・郵便物等の仕分け ・伝票処理、帳簿記入 ・ピッキング ・棚卸し作業 ・棚等什器の分解・組立作業 等 ※複数の項目実施が望ましい	40 時 間 (うち、16時間未満を企業実習に当てることも可能)

2 訓練運用上の留意点への対応

- 周知広報のあり方について
- ・ 学生等に対し、大学等、ハローワーク、実施都道府県から周知広報を行うが、他に周知広報を図るべき関係機関等はあるか。

○ 受講対象者の誘導のあり方について

- ・ 就職活動中である学生等及び保護者に対して、本訓練を受講する意義やメリットについて、どのように説明し、訓練に誘導すべきか。

○ 訓練実施上の配慮について（対訓練実施機関向け）

- ・ 訓練実施機関において、受講生に対し配慮してもらう事項は何があるか。

○ 受講後の支援について

- ・ 訓練修了後の受講生に対する就職支援は、大学等及びハローワークが中心となって行うこととなるが、訓練実施都道府県として支援できることは何があるか。